

三戸商店行動計画

社員が、その能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 1 月 1 日 ～ 令和 11 年 12 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1 : 将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1 か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを作成し、全社員に配布し制度の周知を図る。

< 対策 >

- 令和 7 年 2 月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和 8 年 12 月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、管理職を対象とした研修および社内報などによる全社員への周知